

CONTENTS

- > これまでの10年、これからの10年
- > 『いじめ防止法 こどもガイドブック』出版のお知らせ
- > 法律事務所たいとう10周年記念連続企画第1弾「連携」を考える、対人援助職のお悩み相談会
- > 3月4日に認知症サポーター養成講座を開催しました
- > プラスおびにおん
- > たいとう弁護士だより

今号の表紙絵の作者：[redacted] さん

ホノルルマラソンに参加したり、イルカと泳ぐスポーツマン。
グループホームで元気に暮らしています。

発行 法律事務所たいとう 2023年8月5日

法律相談のご案内

法律相談料 初回 60分 5,500円(税込)
その後、30分延長につき、3,300円(税込)

*まずは、お電話03-5829-4652にてご予約ください。
*夜間・休日・出張相談も、対応可能ですので、ご相談ください。
*法テラスの援助制度もご利用いただけます。

お問い合わせ

TEL 03-5829-4652(代表)

FAX 03-5829-4653

平日 午前9:30～午後5:30(土・日・祝・祭日を除く)

MAIL info@lo-taito.com

HP http://www.lo-taito.com

*HPからもご相談の予約を受け付けております。

*ニュースレターの送付停止をご希望の場合は、大変お手数ではございますが、お電話にてご連絡ください。

アクセス



※JR秋葉原駅方面からお越しの際は、横断歩道が昭和通り口前(★印の地点)にしかありません。ご注意ください。



〒101-0026
東京都千代田区神田佐久間河岸78
第二阿部ビル2階

- ▶ 地下鉄日比谷線「秋葉原駅」4番出口より・・・徒歩3分
- ▶ つくばエクスプレス「秋葉原駅」A1・A2出口より・・・徒歩5分
- ▶ JR「秋葉原駅」昭和通り口より・・・徒歩5分
- ▶ JR・地下鉄都営新宿線「岩本町駅」A4出口より・・・徒歩5分
- ▶ JR・地下鉄都営浅草線「浅草橋駅」より・・・徒歩10分



これまでの10年
これからの10年

法律事務所たいとうが2014年5月に秋葉原に誕生してから、早いもので10年目となりました。

この10年の間に、新しい仲間も増え、また、所員それぞれの活動の場も、企業法務、学校法務、児童福祉、高齢者福祉、しょうがい者福祉、消費者問題、など、広がってきています。

しかし、当事務所が10年間、変えなかったものもあります。

それは、当事務所の合い言葉「あなたの毎日に、安心・自信・自由を」。

安心・自信・自由とは、基本的人権が満たされている状態のことをわかりやすく表現したものです。そして、基本的人権は、すべての人が生きていくうえで絶対に必要な権利です。誰でも、安心して、自信をもって、自由に生きていく権利があるのです。

基本的人権というと、憲法の授業で習ったけど日常生活にはあまり関係ない…と感じてしまうかもしれませんが、法的トラブルに巻き込まれているときは、安心・自信・自由のどれか(または全部)が脅かされている状況です。私たちは、法的トラブルの解決を通じて、あなたの安心・自信・自由を取り戻すお手伝いをしています。

法律事務所たいとうは、これからの10年も、あなたの毎日の安心・自信・自由を守る存在であり続けたいと思います。



- 弁護士 清水 洋
- 弁護士 佐藤 香代
- 弁護士 生駒 真菜
- 弁護士 吉川 由里
- 弁護士 上柳 和貴

『いじめ防止法 こどもガイドブック』出版のお知らせ

いじめによるこどもの自死は、数年おきに大きくメディアで取り上げられ、そのたびに文部科学省は、いじめの定義を見直したりして、教育委員会や学校に対応を求めてきました。そして、2013年に議員立法として「いじめ防止対策推進法」が成立しました。

しかし、子どもたちをいじめから守るための法律なのに、その内容は、子どもたちには十分に広がっていないようです。

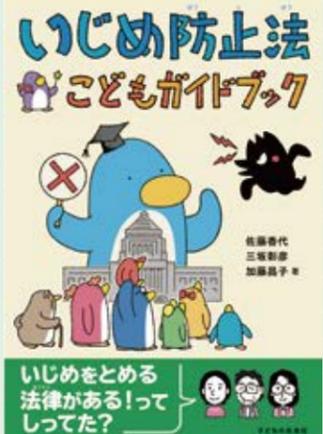
そこで、小・中学校世代の子どもたちに向けて、この法律の内容を解説するガイドブックを出版することにしました。

この本では、まず、この法律にどんなことが書かれているのか、例えば、学校の先生や教育委員会は、いじめが起きないように、どんな準備をしておかなければいけないのか、実際にいじめが起きたときには、どんな対応をしなければいけないのか、法律のルールを子どもたちにもわかる言葉で解説します。

また、「どうしていじめは許されないのか?」、「人権」の内容を丁寧に解説しながら、いじめと人権の関係について考えます。

そして、いじめには、たくさんの役割・立場の子どもたちが関わっています。いじめられている人、いじめている人、傍観者。それぞれの立場で、見えていること、感じていること、悩んでいることに違いがあります。この本では、それぞれの立場の子どもたちが登場して、弁護士に自分の思いや悩みを相談し、弁護士が子どもたちに答えています。

ぜひ、手に取って、一緒に考えていただくと嬉しいです。





法律事務所たいとう10周年記念連続企画 第1弾

「連携」を考える、対人援助職のお悩み相談会

たいとうでは「司法と福祉の接点を目指して」、福祉職をはじめとする他職種の方々と連携することが少なくありません。「他職種連携」がなければ何も解決できないケースもありますし、プロフェッショナル同士としてもやりがいを感じられる瞬間だとも思います。

とはいえ、立場も、文化も、(業界の)言語も異なるプロフェッショナルたちが集まっていっしょに仕事をするということは、そう簡単なことではないと感じています。

そこで、日々の「連携」の悩みや、他方で、うまくいったケースを共有しつつ、いわゆる「対人援助職」同士のコミュニケーションについて語り合う会を開催したいと思います。

当日は、児童福祉の分野で活動している弁護士吉川がホストとなり、いつも「連携」している児童相談所職員さん、子どもの施設の職員さんをゲストにお迎えして「他職種連携」について話題提供し、参加者のみなさまと語り合います。

子どもの分野に限らず、高齢、障がい、女性、困窮者、被害者支援など、福祉分野のみなさま、弁

護士のみなさまにもご参加いただけますと幸いです。もちろん、現職のみなさまに限らず、このテーマに関心を持ってくださった方のご参加も大歓迎です。

「連携」を考える、対人援助職のお悩み相談会

2023年11月18日(土)15:00~17:00

会場

法律事務所たいとう
または近隣の会議室(リアルのみ)

人数によって会場を決定しますので、ご参加いただける方は、9月末日までに、info@lo-taito.comまで、メールにてご連絡ください。
件名「連携お悩み相談会」
本文中に、お名前、ご所属、メールアドレスをご記載ください。

3月4日に認知症サポーター養成講座を開催しました



5年前にも同研修を受けました。その後、認知症の方が当事者の成年後見案件のみならず、一般事件も増えてきており、実際に電話越しで当事者の方とお話する機会も多くなりました。そして、工作上だけでなく、私自身の身の回りでも認知症の方が増えつつあります。認知症予防のための医療が進歩する速さより、認知症になってしまう方が増える速さの方が断然早い気がします。

今回の研修で、当事者の尊厳を損なうことなく支え、自立を見守る必要性と、その具体的な関わり方について、またしっかりと学ぶことができました。社会全体で見守ることができるよう、子どもから大人まで、色々な年代の方にぜひ受けていただきたい講座だと思います。(事務局)



東京電力福島第一原発の汚染処理水について、政府は、国際原子力機関が提出した国際的安全基準に合致するとの調査報告書をお墨付きにして、保管タンクの限界から待たなして、約1キロの沖合へ海底トンネルで海洋放出を始めるという。「科学的に安全」を強調するが、作業は廃炉完了まで続く。東電の試算では2051年を目標とするが、廃炉の前提となる1~3号機における溶け落ちた核燃料の取り出し作業の方法や捨て場の見通しが立っていない現状では、処理水放出の終わりが見えない。老朽化のリスクに伴うトラブルが発生しない保証もない。他の原発についても「核のゴミ」の最終処分場は地下300mより深い岩盤に閉じ込めることが決められているが、その候補地すら決まっていない。候補地選定にかかる調査だけでも20年に及ぶという。将来にわたる原発の稼働から「核のゴミ」処理、廃炉に至る安全性についての道筋が全く見えない。この説明がないままでは、10年たっても未だ復興の見えていない福島の被災地域はもちろん、国民多くの不信は払しょくされない。しかし、岸田内閣は原発回帰だけを鮮明にしている。

「トイレの無いマンション」への不信
うらやま十おびにおん

所属弁護士がお届けする

たいとう弁護士だより

「法律事務所たいとう」の

所属弁護士ってどんな人?

普段はなかなか見られない個性が

チラリと垣間見えるコーナーです。



「個食」から「孤食」を学ぶ

弁護士 清水 洋

「孤食を考える」という特集記事があった。鏡に映す自分の姿でも人の存在を感じることで、食べる量、おいしさが増すという。私も、結婚45年で初めて、妻の入院によって、2週間の「個食」を経験した。洗濯掃除、分別のゴミ出し、自治会の回覧板等々の家事に日々追われ、勝手が分からず、妻にスマホで指示を仰ぐ。55年以上前の学生時代に戻って自炊も試みた。妻の手料理を真似ながら、まあまあ食べられる。でも、毎日食していた妻の味には程遠い。「妻の存在」を感じながら、近い将来待ち受ける老々介護の生活、「孤食」の対策も必要だよ、天からの啓示と受け止めた。



「子どもまんなか社会」の足音が

弁護士 佐藤 香代

文部科学省が編集する「中等教育資料」という雑誌の7月号に、エッセイを寄稿させていただきました。今年4月に子ども基本法が施行されたことを受けて、基本理念の1つでもある子どもの意見表明権について、私なりに実践の中で見てきた光景をご紹介させていただきました。

思えば、弁護士になったばかりのころは、学校で意見表明権なんてNGワード。「このテーマの原稿を巻頭に掲載してもらえる日が来るなんて!」と感慨深い思いです。

少しずつ空気が変わっているのを感じます。



連携を大切に

弁護士 生駒 真菜

最近、美術館に関する法律相談を受けることが増えたので、あらためて美術館や美術作品に関連する法律を学び直したり、美術史の本を読んだりしています。新しく学べることがあるのは、いくつになっても楽しいです。

今春、約70年ぶりに改正された博物館法が施行され、博物館が、まちづくりや観光、福祉、国際交流など様々な分野と連携して地域社会に貢献することが期待されています。当事務所も、これからも、福祉をはじめ他分野の専門職と連携して、「安心・自信・自由」に貢献していきたいです。

復活! もがれた翼

弁護士 吉川 由里

前号で、もがれた翼のシンポジウムのご案内をさせていただきましたが、そのときの学びも踏まえて、今年10月には「子どもの声を聴く」をテーマに、お芝居を上演予定です。4年ぶりに、お客様にお越しただいてのリアル公演です。

この4年でメンバーも大分変わり、まるで劇団のようにツーカーだった頃以上に、コミュニケーションの大切さを感じています。そこがまた、もがれた翼の楽しさです。「声を聴く」のは子どもだけでなく、大人であっても、人間関係の基本ですね。シン・もがれた翼を、どうぞご期待ください。

消費者講座を担当しました。

弁護士 上柳 和貴

2023年3月に、江東区消費生活センターにて、「こんな時どうする?気を付けよう高齢者の消費者被害」をテーマとした消費者講座の講師を共同で担当しました。リフォームトラブルなど、高齢者の方が被害に逢いやすい実例を紹介させていただきました。

講座にご参加いただいた方から、多くのご質問をいただき、自分事として考えていただくことができました。

今後も、皆様に消費者トラブルを考えるきっかけづくりをしていきたいと考えています。